

意見第5号

令和5年12月15日

綾部市議会議長 種 清 喜 之 様

提出者 綾部市議会副議長
松 本 幸 子
賛成者 綾部市議会議員
本 田 文 夫
柳 原 秀 一
井 田 佳代子

イスラエル・ハマスの武力衝突の即時人道的停戦への
外交努力を日本政府に求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり綾部市議会会議規則第14条第1項の規定により
提出します。

イスラエル・ハマスの武力衝突の即時人道的停戦への外交努力を
日本政府に求める意見書

イスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模な軍事行動に端を発したハマスとイスラエル軍の戦闘において、子どもを含む多くの人々が犠牲になっている。

特にパレスチナ暫定自治区ガザ地区においては、人の移動や物資の供給が大きく制限される中、食料や電力、医療品等の不足が深刻な状況にある。また、大半の病院で機能が損なわれ、負傷者のみならず、病人や新生児、幼い子どもまでもが尊い命を落としてしまう状況にある。

綾部市は新たな国際秩序の構築を謳った世界連邦都市宣言を日本で初めて行い、世界恒久平和の確立を市是とする平和のまちであり、尊い人命が脅かされる凄惨な状況に大変憂慮している。

ガザ地区での戦闘激化を受け、すでに日本政府は物資などの支援を行うとともに、議長国を務めるG7外相会議において戦闘の人道的休止や人道回廊を求める共同声明を取りまとめるなど、平和解決の道筋をつける取組を進めているが、事態の早期鎮静化は未だ見通すことができていないのが現状である。

このような中、12月12日に行われた国連総会の緊急特別会合は、ガザの破局的事態を回避するため即時の人道的停戦を要求する決議を、日本政府を含む圧倒的多数の賛成で採択した。

以上のことから、本市議会は日本政府に対し、即時の人道的停戦及び公正で永続的かつ安全な平和解決を、これまで以上に国際社会や国際機関に強く働きかけ、国際社会の架け橋となり、さらなる外交努力を尽くすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、内閣官房長官 宛

綾部市議会議長 種 清 喜 之